

### 工事設計の変更申込

以下に該当する場合は、その審査の一部を省略することとし、変更申込ができるものとします。  
 変更の工事の種類が①に該当する場合は、以下の表に記載する書類に加え、当該無線機器又は特性試験結果書類の提出が必要です。同番認証ガイドラインを満たした場合は同番認証可能です。

変更の種類	変更申込が可能な条件	必要な提出書類
① 送受信機の RF 部等への変更 (1) 発射電波の型式及び周波数 (2) 空中線電力 (3) 回路(回路制御等のプログラムを含む) (4) 電子管、半導体(集積回路及び記憶部品を含む)、部品及び材料の変更、追加又は削除	無線設備系統図の変更が無い場合 無線設備系統図の変更が無く、かつオリジナルに比べ電力が小さくなる場合 発振及び変調に変更がない場合 電波の型式、周波数、空中線電力又は発振及び変調に変更がない場合に限る。	(同番認証が可能な場合があります) 工事設計書、変更箇所を記載した書類及び図面 同上 同上 同上
② 軽微な変更 (1) 送受信装置への変更 a. 電子管、半導体(集積回路及び記憶部品を含む)、部品及び材料の変更 b. 受信機の回路変更 (2) 電源装置への変更 (3) 空中線及び給電線 (4) 付属装置への変更 a. 選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置、送信装置識別装置、多重端局装置、無線呼出用端局装置、秘密装置テレメータ付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置等 b. 警報装置、監視装置、制御装置等 (5) 筐体等への変更 a. 部品配置 b. 表示器及び操作器 c. 機器本体の材質 d. 機器本体の寸法及び形状	同等以上の性能を有する場合 海上移動業務用受信機の回路変更 同等以上の性能を有する場合 増設、撤去又は取り付け位置の変更の場合 副搬送周波数、最高変調周波数又は偏移周波数に係わる変更或いは増設の場合 同上 副次的に放射される電波の限度に影響を及ぼさない場合 増設又は撤去(インターフェースの変更を含む)の場合 電気的特性が同等以上の場合 移動・携帯用のものについては、高さ、幅及び奥行きとの和の比が、10%以内の変更の場合	(同番認証が可能な場合があります) 規格名を記載した書類及び工事設計書の添付図面記載事項に変更を及ぼす場合にはその図面 同上 同上 同上 変更箇所を記載した図面 同上 副次的に放射される電波の限度に関する点検結果を記載した資料 変更箇所を記載した図面 材質の種類を記載した書類、外観図 外観図又は写真
③ 確認方法の変更 a. 製造場所の変更 b. それ以外の確認方法の変更		(同番認証可能) 確認方法書 同上
④ その他 a. 型式又は名称、製造者(申請者)名(OEMを含む)の変更 b. 登記上の理由(法人の合併等により、その地位を継承する場合を含む)により、社名、製造者名のみを変更		(同番認証が可能な場合があります) その旨を記載した書類(型式、名称変更は総務省に届けた場合認可番号は変更となりません) 同上